

職場定着支援助成金

雇用管理制度助成コース

平成29年4月1日改正

事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行った場合に制度導入助成を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成を受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険の適用事業主であること
- ☑ 事業所ごとに「雇用管理責任者」を選任し、事業所内に周知していること
- ☑ 計画の提出日の6ヶ月前から事業主都合により離職させていないこと
- ☑ 短時間正社員制度の導入においては、保育サービスの提供を業として行う事業主
- ☑ 離職率の低下目標を設定する事業主

支給額	★導入した雇用管理制度の区分に応じた以下の金額（定額）	
A 制度導入 助成	1. 評価・処遇制度	: 10万円
	2. 研修体系制度	: 10万円
	3. 健康づくり制度	: 10万円
	4. メンター制度	: 10万円
	5. 短時間正社員制度	: 10万円
B 目標達成 助成	定額で支給されます。 （複数の雇用管理制度区分を導入した場合も金額は変わりません。）	: 57万円 生産性要件達成 <72万円>

対象となる雇用管理制度等とは	
1. 評価・処遇制度	評価・処遇制度、昇進、昇格基準、賃金体系制度、諸手当制度
2. 研修体系制度	新入社員研修、5年目職員研修、管理職員研修、新任担当者研修、マーケティング技能研修、特殊技能習得研修等（10時間以上）
3. 健康づくり制度	○腰痛健康診断 ○人間ドック ○生活習慣病予防検診 （半額以上事業主で費用負担をすること）
4. メンター制度	直属上司以外が相談役となり後輩をサポートする制度 （メンター研修・メンター養成講座の受講が必須）
5. 短時間正社員制度	保育事業主において、短時間正社員制度を導入すること （1日1時間以上短縮・1週1日以上短縮等）

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。